

告示

埼玉県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子第一ビル

埼玉県行田市門井町二丁目三番地一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 有限会社金子総業 代表取締役 金子和久

（変更後） 有限会社金子総業 代表取締役 金子久男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五

新商業開発株式会社 代表取締役 戸塚義男

埼玉県行田市忍二丁目七番一

有限会社染野商店 代表取締役 染野昌之

埼玉県行田市中央十 七

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

有限会社叶屋 代表取締役 永沼秀夫

埼玉県行田市行田六番三号

有限会社マツヤ 代表取締役 高橋弘行

埼玉県行田市行田八番十号

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十六日外

ニ 届出年月日

平成二十四年十月三十一日

二一 縦覧期間

平成二十四年十一月九日から平成二十五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月九日から平成二十五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課